一般財団法人全国強制抑留者協会　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般財団法人全国強制抑留者協会（以下「本協会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

２　本協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　本協会は、戦後処理問題に関する政府施策に協力するとともに、戦後旧ソ連及びモンゴルに抑留された者の体験を将来の教訓として、後世へ伝達すること等により、戦後強制抑留者並びに国民の福祉の向上に寄与し、我が国の永遠の平和と繁栄を期することを目的とする。

（事業）

第４条　本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 抑留関係の資料の収集、出版物の刊行及び講演会の開催

(2) 戦後強制抑留者に関する調査及び相談事業

(3) 抑留中に死亡した者の各種慰霊行事への協力

(4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　本協会の基本財産は、本協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

２　基本財産は、本協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の全部又は一部を処分しようとするとき及び基本財産から全部又は一部を除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員の承認を要する。

（事業年度）
第6条　本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第7条　本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）
第8条　本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。
(1) 監査報告

（剰余金の非分配）
第9条　本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章　評議員

（評議員の定数）
第10条　本協会に評議員3名以上15名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第11条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

（評議員の任期）

第 12 条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条　評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第 5 章　評議員会

（構成）

第 14 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員の選任又は解任
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5) 定款の変更
(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分又は除外の承認
(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条　評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後３か月以内に開催し、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

（招集）

第 17 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第 18 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事及び監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3　理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第 19 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　前項の議事録には、議長及び出席した評議員の代表 2 名が記名押印する。

第 6 章　役員

（役員の設置）

第 20 条　本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事　3 名以上 10 名以内

(2) 監事　2 名以内

2　理事のうち 1 名を会長、1 名を理事長、 1 名を専務理事とする。

3　前項の会長、理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

（役員の選任）

第 21 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　会長、理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
3　理事長は、本協会を代表し、会長の意を受けて本協会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
4　専務理事は、本協会を代表し、会長・理事長の意を受けて本協会の業務を掌理し、会長、理事長に事故がある時又は会長、理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
5　会長、理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 23 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第 24 条　理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3　理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 25 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第 26 条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 7 章　理事会

（構成）
第 27 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第 28 条　理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、理事長及び専務理事の選定及び解職

（招集）

第 29 条　理事会は、会長が招集する。

2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長、専務理事が理事会を招集する。

（決議）

第 30 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 31 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した会長、理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章　事　務　局

（設　置　等）

第 32 条　本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。

3　事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（備付け書類及び帳簿）

第 33 条　事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事、評議員、顧問、相談役及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、許可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産・負債及び正味財産の状況を示す書類

第 9 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 34 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2　前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

（解散）

第 35 条　本協会は、基本財産の滅失による本協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第 36 条　本協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章　公告の方法

（公告の方法）

第 37 条　本協会の公告は、電子公告により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第 11 章　顧問

（顧問）

第 38 条　本協会に、任意の機関として若干名の顧問を置くことができる。

2　顧問は次の職務を行う

(1) 代表理事の相談に応じること

(2) 理事会からの諮問された事項について参考意見をのべること

3　顧問の選任及び解任は、理事会において決議する

4　顧問の報酬は、無償とする

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　本協会の最初の代表理事は相沢 英之及び井上 万吉男、業務執行理事は伊藤 千次とする。

定款改定

１．この定款は、平成 27 年 11 月 24 日から施行する

２．この定款は、平成 28 年 9 月 5 日から施行する

３．この定款は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する

４．この定款は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する

５．この定款は、令和 6 年 6 月 11 日から施行する